

株主各位

東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地  
龍名館本店ビルディング12階  
**株式会社トリプルアイズ**  
代表取締役 山田 雄一郎

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、可能な限り書面による議決権の行使をいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権の行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年11月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年11月29日（火曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時30分）
  2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台3丁目2番11号  
連合会館2階（203会議室）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第14期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第14期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役4名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (2) 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願いいたします。
  - ◎出席の株主の皆さまには当社創業者である福原智の著書『テクノロジー・ファースト』の配布を予定しております。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.3-ize.jp/>) に掲載させていただきます。

## 事業報告

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済の状況は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、厳しい状況にあります。先行きについても、国内外の感染症の動向や経済活動、金融政策、地政学リスクや円安の進行等に伴う資源をはじめとした物価の上昇等により、不透明な状況が続いております。

当社グループの属する業界においては、諸外国に比べてデジタルトランスフォーメーション(DX)が遅れがちな国内状況の中、民間企業を中心にDXによる業務改善、利益向上に期待が高まるにつれ、既存システムの刷新やデータ分析のAI化などが加速しております。

そのような状況下、当社グループは、「テクノロジーに想像力を載せる」という経営理念の下、人にやさしいICTサービスの提供を目指し、当社グループ独自のテクノロジーで新たな時代への橋渡しとなるイノベーションを追求しております。経営基盤の安定を担うSI部門と成長を加速させるAIZE部門のシナジー効果を最大限に発揮させ、技術力と社会実装力を併せ持つ独自の企業としての優位性を確立してまいります。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大時に当社グループで上市した自動検温装置と画像認識技術を結合した新サービスの需要は一段落しておりますが、マーケティング活動の活発化、販売パートナー網の拡充といった営業戦略によって、AIZEプロダクトの拠点ID数は増加しております。また、今後予定されております白ナンバー事業者へのアルコール検知の義務化を見越して、AIZEシステムにアルコールチェッカーとの連携機能を搭載し、販売を拡充しております。

当社連結子会社である株式会社シンプルプラン及び株式会社所司一門将棋センターは、新型コロナウイルス感染症により、対面の制限等によりセミナー開催に係る収入や将棋道場の集客に影響を及ぼしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,424,504千円（前期比14.2%増）、売上原価が1,731,138千円（前期比9.5%増）、販売費及び一般管理費が560,109千円（前期比16.3%増）、営業利益133,255千円（前期比120.2%増）、経常利益115,853千円（前期比38.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益112,344千円（前期比195.5%増）となりました。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当社は、2021年9月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式259株（払込金額1株につき385,000円）の発行を実施し、99,715,000円の資金調達を行いました。なお、上記新規発行株式数及び1株当たりの払込金額は、2021年10月29日付で行いました普通株式1株につき200株の割合での株式分割前のもとなります。

また、2022年5月31日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。が、株式上場にあたり、2022年5月30日を払込期日とする公募増資による新株式540,000株（払込金額1株につき809.60円）の発行及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、第三者割当増資による新株式81,000株（払込金額1株につき809.60円）の発行を実施し、総額で502,761,600円の資金調達を行いました。

### ② 設備投資

当連結会計年度の設備投資の総額は206,291千円(無形固定資産を含む)であります。主な内訳としては、AIZE技術開発を目的としたソフトウェアの制作195,664千円等であります。

### ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

### ④ 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

### ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

### ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

特記すべき事項はありません。

### (3) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期 2020年8月期	第13期 2021年8月期	第14期 2022年8月期 当連結会計年度
売上高 (千円)	1,791,998	2,122,308	2,424,504
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△166,761	83,928	115,853
親会社株主に 帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	△260,749	38,019	112,344
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△41.99	6.12	17.47
総資産 (千円)	927,240	1,113,700	1,788,090
純資産 (千円)	404,369	442,389	1,157,182
1株当たり純資産額 (円)	65.11	71.23	166.53

- (注) 1. 当社は、第14期より連結計算書類を作成しております。第12期及び第13期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第12期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額を算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (4) 対処すべき課題

現在の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えぬ中でのウクライナ戦争の勃発により世界経済が悪化、インフレが進んでいる中、円安も相まって国内でもインフレが懸念されるようになっております。

当社グループでも、VUCAといわれる先行きが不透明な時代における社会ニーズに応えることが急務です。そのため、成長の源泉であるエンジニア陣の技術力の底上げ、個々の意欲、能力向上にも注力し、急変する現代にふさわしい人材の育成を進めることが最大の課題として挙げられます。人材育成は、先端テクノロジー研究開発のキャッチアップ、市場開拓といった課題を解決する糸口ともなります。AIエンジニアといった専門人材の採用と優秀人材の育成は、AIサービスに関する問い合わせが増加する当社グループにとって急務です。他社との開発競争が激化する中でも、人材の確保は重要な意味をもっております。教育機関との連携や採用活動を活性化しております。採用・育成にかかる資金は欠かせざるコストとなっております。

また、流動性の高いIT市場を的確に分析し顧客ニーズにマッチしたサービス提供を図るため、営業マーケティングの仕組み化、効率化を推進しております。受注までのパイプラインをフロー化、標準化するために、各種のマーケティングツールは必須であり、これもまた欠かせざるコストです。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきまして、当社グループでは事業の維持拡大に必要なレベルの流動性の確保と財務の健全性・安全性維持を資金調達の基本方針としております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、各種サービス提供にかかわる原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、主にAIZEの開発にかかわる投資費用であります。これらの資金需要につきましては、運転資金は営業キャッシュ・フロー及び借入金で賄い、投資資金は主に株式発行による資金調達で賄うことを基本とする方針であります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業区分	主要事業内容
AIソリューション事業	システム受託開発・保守・運用、AIZE（画像認識プラットフォーム）の開発・サービス提供等
研修事業	セミナー実施及びコンサルティング事業
その他事業	将棋道場（将棋教室）の運営事業

## (6) 主要な営業所及び使用人の状況

### ① 主要な営業所（2022年8月31日現在）

当社（本社）	東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地龍名館本店ビルディング12階
株式会社シンプルプラン （本社）	東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地龍名館本店ビルディング12階
株式会社所司一門将棋 センター（本社）	千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼408

### ② 従業員の状況（2022年8月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
224名	23名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。

## (7) 重要な子会社の状況（2022年8月31日現在）

名称	出資比率	主要事業内容
株式会社シンプルプラン	100%	セミナー実施及びコンサルティング事業
株式会社所司一門将棋センター	100%	将棋道場（将棋教室）の運営事業

## (8) 主要な借入先及び借入額（2022年8月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	71,280 千円
朝日信用金庫	55,000 千円
株式会社りそな銀行	45,835 千円
株式会社みずほ銀行	34,719 千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2022年5月31日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000 株  
(2) 発行済株式の総数 6,949,000 株  
(3) 株主数 2,827 名  
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
福原聖子	2,347,000	33.77
株式会社コスモウエア	1,800,000	25.90
J P E 第 1 号 株 式 会 社	341,100	4.91
株式会社キューブシステム	300,000	4.32
株式会社TOKAIコミュニケーションズ	250,000	3.60
東港金属株式会社	100,000	1.44
山田雄一郎	90,000	1.30
株式会社SBI証券	54,200	0.78
加藤慶	52,000	0.75
株式会社シーティーエス	51,800	0.75

(注) 2022年6月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド1号有限責任事業組合が2022年6月2日現在で当社株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2021年9月30日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が259株、資本金及び資本準備金がそれぞれ49,857,500円増加しております。
- ② 発行可能株式総数  
2021年10月29日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を19,900,000株増加し、20,000,000株としております。
- ③ 2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が6,231,287株増加しております。
- ④ 2022年5月30日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数540,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ218,592,000円増加しております。
- ⑤ 2022年6月24日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が81,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ32,788,800円増加しております。
- ⑥ 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が65,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,297,000円増加しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（2022年8月31日現在）

名称	第2回新株予約権 (2019年8月29日 株主総会決議)
新株予約権の数	40個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式8,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,000円
新株予約権の行使期間	2021年8月30日から2029年8月29日
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- (注) 1. 当社取締役（社外取締役を除く）に付与している新株予約権は全て取締役就任前に付与されたものであります。
2. 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第3回新株予約権 (2020年8月28日 株主総会決議)
新株予約権の数	315個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役	2名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式63,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,000円
新株予約権の行使期間	2022年8月29日から2030年8月28日
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- (注) 1. 当社取締役（社外取締役を除く）のうち1名は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回新株予約権 (2021年10月26日 株主総会決議)
新株予約権の数	264個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式52,800株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,925円
新株予約権の行使期間	2023年10月27日から2031年10月26日
新株予約権の行使条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職の場合、その他当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③本新株予約権は、当社の普通株式が日本国内のいずれかの証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。</p>

(注) 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称	第4回新株予約権 (2021年10月26日 株主総会決議)
新株予約権の数	710個
交付された者の人数 当社使用人	18名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式142,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,925円
新株予約権の行使期間	2023年10月27日から2031年10月26日
新株予約権の行使条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職の場合、その他当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③本新株予約権は、当社の普通株式が日本国内のいずれかの証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。</p>

- (注) 1. 上記のうち、90個（18,000株）は退職により権利を喪失しております。  
2. 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 当社の会社役員に関する事項 (2022年8月31日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役 会社経営全般	山 田 雄一郎	
取締役 営業本部担当 技術本部担当	桐 原 永 叔	
取締役CFO 管理本部担当	加 藤 慶	株式会社すららネット 取締役 (監査等委員) 株式会社ライナフ 監査役
取締役	飯 塚 健	Kudan株式会社 取締役 Kudan Vision株式会社 代表取締役 株式会社カーボンフライ 取締役 公認会計士
常勤監査役	篠 原 博	
監査役	土 屋 憲	あいわ税理士法人社員 公認会計士・税理士
監査役	鈴 木 規 央	アクトパートナーズ法律事務所 代表 株式会社うるる 監査役 株式会社Linc'well 監査役 弁護士・公認会計士

- (注) 1. 取締役飯塚健氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役土屋憲氏及び鈴木規央氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役飯塚健氏、監査役土屋憲氏及び鈴木規央氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役飯塚健氏、監査役土屋憲氏及び鈴木規央氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、その職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役、執行役員等を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

## (3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役及び監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価等（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役の協議で決定しております。取締役の報酬等総額の限度額は、2018年8月24日開催の臨時株主総会にて年額300,000千円以内と決定されております。各取締役の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況を総合的に勘案し、事前に協議を行った上で、最終的に取締役会の決議により決定しております。その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用しておりません。監査役の報酬等総額の限度額は、2021年11月30日開催の定時株主総会にて年額30,000千円以内と決定されております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	33,780 (1,200)	33,780 (1,200)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,200 (2,400)	7,200 (2,400)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	40,980 (3,600)	40,980 (3,600)	—	—	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年8月24日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内と決定されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2021年11月30日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決定されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

#### (5) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	飯 塚 健	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に会社経営の観点、公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	土 屋 憲	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務報告に係る発言を行っております。
監 査 役	鈴 木 規 央	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持、当社の財務報告に係る発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前事業年度の監査内容及び当事業年度の監査方針等について確認を行い、監査日数及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等が相当であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 内部統制システムの整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するため、2018年8月24日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定め（直近では2022年8月26日開催の取締役会にて改定）、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めております。

「内部統制システムに関する基本方針」の概要は次のとおりであります。

#### 内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役は、経営理念に掲げる法令の遵守を率先垂範して実行するとともに、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会倫理への適合を最優先とする企業風土を醸成する。
  - (2) 「リスクコンプライアンス規程」に従い、取締役及び担当責任部門長は意思決定プロセス及び業務執行において、コンプライアンス遵守の取り組みとその監督指導を行う。また、代表取締役を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
  - (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
  - (4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
  - (5) 内部監査業務は内部監査担当が主管を担い、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行う。また、内部監査の内容は、代表取締役以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
  - (6) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
  - (7) 法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の構築及び業務の改善に努める。
  - (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び文書管理規程に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
  - (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い担当者を明確にし、適切に管理する。
  - (3) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。
  
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役会は、「リスクコンプライアンス規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講じる。
  - (2) 不測の事態が生じた場合には、代表取締役を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」を設置して、開示を含む迅速な対応を行い損害の拡大を防止するとともに再発防止策を構築する。
  
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役は、経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。
  - (2) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - (3) 当社及び子会社の取締役は、社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
  
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する事項  
当社及び子会社の総合的な発展及び業績向上を目的に「関係会社管理規程」に基づき、関係会社は当社に協議又は報告を行う。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「リスクコンプライアンス規程」に従い、当社及び子会社に内在するリスクについて管理し、当社及び子会社において、規模や業態に応じたリスクマネジメントを実施する。

- (3) 子会社の取締役等の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社及び子会社において、規模や業態に応じ、意思決定ルールや職務権限の整備を行うとともに、当社及び子会社の事業運営に関する重要な事項の協議又は報告を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
監査役は、当社及び子会社の各部門に対し、部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査する。さらに、内部監査部門は、当社及び子会社の各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営の効率性、関連法令の遵守性の面から監査及び支援を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役会は、管理本部所属の使用人もしくは内部監査担当に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- (1) 監査役職務の補助者の人事異動については、あらかじめ常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制をとる。
- (2) 監査役職務の補助者が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制をとる。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員にその説明を求める。
- (2) 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (3) 当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制をとる。

- (5) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会には法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - (2) 監査役及び内部監査担当は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
  - (3) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもつ。
  - (4) 監査役会が独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。
  - (2) 当社及び子会社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況
- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は行わず、一切の関係を遮断する。
  - (2) 整備状況
    - ① 当社及び子会社は、反社会的勢力との関係遮断及び排除を目的として「反社会的勢力排除及び対策規程」「反社会的勢力調査マニュアル」を策定し、運用する。
    - ② 当社及び子会社は、不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。
    - ③ 当社及び子会社は、警察、暴力追放運動推進センター、及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取り組む。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務執行

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社外取締役及び監査役が全ての取締役会に出席しております。

### ②監査役監査

監査役会の決定に基づき、監査役監査を実施しております。

### ③経営会議

原則として毎週1回、経営会議を開催し、事業計画の審議と経営上のリスクの把握を図っております。

### ④リスクコンプライアンス委員会

原則として四半期に1回、リスクコンプライアンス委員会を開催し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努めております。

### ⑤内部通報制度

内部通報規程に基づき、外部の法律事務所を内部通報窓口として定め、不正行為の未然防止、早期発見及び是正に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大のための内部留保の充実等を行うことが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を総合的に勘案し、株主への利益還元を検討していくことを基本方針としておりますが、現在において、配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。内部留保資金の使途につきましては、将来の収益力の強化を図るため、研究開発投資及び優秀な人材を確保するための採用教育費用として有効に活用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

また、剰余金の配当基準日は、期末配当は8月31日、中間配当は2月末日、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

---

(注) 以上の報告の記載金額は単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,484,703</b>	<b>流動負債</b>	<b>481,693</b>
現金及び預金	1,079,929	買掛金	147,249
売掛金	274,945	短期借入金	79,000
契約資産	71,517	1年内返済予定の長期借入金	60,264
商品及び製品	11,384	未払金	101,136
原材料及び貯蔵品	233	未払法人税等	18,405
その他	50,425	契約負債	14,121
貸倒引当金	△3,731	賞与引当金	6,100
<b>固定資産</b>	<b>303,386</b>	受注損失引当金	11
<b>有形固定資産</b>	<b>12,900</b>	その他の	55,404
建物	3,271	<b>固定負債</b>	<b>149,214</b>
車両運搬具	102	長期借入金	149,214
その他の	9,526	<b>負債合計</b>	<b>630,907</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>243,580</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	5,399	<b>株主資本</b>	<b>1,157,182</b>
ソフトウェア	40,430	資本金	719,935
ソフトウェア仮勘定	195,664	資本剰余金	669,935
その他	2,086	利益剰余金	△232,687
<b>投資その他の資産</b>	<b>46,905</b>		
繰延税金資産	17,726	<b>純資産合計</b>	<b>1,157,182</b>
その他	29,179	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,788,090</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,788,090</b>		

## 連結損益計算書

(自 2021年9月1日  
至 2022年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,424,504
売上原価	1,731,138
売上総利益	693,365
販売費及び一般管理費	560,109
営業利益	133,255
営業外収益	
受取利息及び配当金	18
助成金収入	3,420
補助金収入	2,673
その他の	512
営業外費用	
支払利息	1,583
株式交付費	7,623
支払手数料	7,973
上場関連費用	6,500
雑損	346
経常利益	115,853
特別損失	
社葬費用	7,494
減損損	2,379
税金等調整前当期純利益	105,979
法人税、住民税及び事業税	11,362
法人税等調整額	△17,726
当期純利益	112,344
親会社株主に帰属する当期純利益	112,344

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日  
至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	415,400	365,400	△338,410	442,389	442,389
会計方針の変更による 累積的影響額			△6,621	△6,621	△6,621
会計方針の変更を 反映した当期首残高	415,400	365,400	△345,032	435,767	435,767
当期変動額					
新株の発行	301,238	301,238		602,476	602,476
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,297	3,297		6,594	6,594
親会社株主に帰属する 当期純利益			112,344	112,344	112,344
当期変動額合計	304,535	304,535	112,344	721,415	721,415
当期末残高	719,935	669,935	△232,687	1,157,182	1,157,182

## 連 結 注 記 表

(自 2021年 9 月 1 日)  
至 2022年 8 月 31 日)

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数

2 社

##### ② 連結子会社の名称

株式会社シンプルプラン

株式会社所司一門将棋センター

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア 商品及び製品 個別法による原価法

イ 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法

連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しております。

##### ② 固定資産の減価償却の方法

###### i 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。ただし、一括償却資産については、3年間の均等償却を実施しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

車両運搬具 6年

###### ii 無形固定資産(リース資産を除く)

ア ソフトウエア(市場販売目的)

販売見込期間(3年)における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

イ ソフトウエア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法としております。

## ウ その他

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

### ③ 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

#### i AIソリューション事業

機器の販売、サービス提供、技術者の派遣、システム開発案件の請負などを提供しております。このうち、機器の販売に関しては、顧客の検収時点で収益を認識しております。サービス提供、技術者の派遣については期間に応じて収益を認識しております。また、システム開発案件の請負については、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき進捗度を合理的に測定し、進捗度に応じて収益を認識しております。

#### ii 研修事業

企業研修、社員教育のサービスを提供しております。顧客へのサービスの提供が完了した時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

i 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ii のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

2.会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務

AIZEの初期設定費用に係る収益及び原価について、従来は、検収基準で収益及び原価を認識しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転すると判断した結果、当該履行義務については、履行義務の充足に係る期間に基づき収益及び原価を認識する方法に変更しております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従って全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,026千円減少し、売上原価は1,257千円減少しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ231千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,621千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「6. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性に関する判断

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上されている繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)は17,742千円であります。当社は、当連結会計年度より、将来1年間の見積課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上しております。

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

当該繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる課税所得の発生額の見積りは事業計画を基礎としており、当該事業計画には、AIソリューション事業のうちAIZE部門における拠点ID数の増加及び受託開発案件に係る受注額の増加といった仮定を含んでおります。

当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実績が事業計画の見積りから大きく乖離し、当該事業計画に基づく将来の課税所得の発生額の見積りに重要な影響を及ぼすこととなった場合等においては、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) ソフトウェアの資産計上額の妥当性

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上されているソフトウェア40,430千円のうち、市場販売目的のソフトウェアは35,007千円であります。

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を減価償却費として計上しております。また、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理しております。

市場販売目的のソフトウェアの償却計算及び評価に用いられる見込販売収益の見積りは、市場販売目的のソフトウェアの販売計画を基礎としており、当該販売計画には、過年度より累積的に獲得された市場販売目的のソフトウェアに係る拠点ID数や、受託開発案件に係る受注額が安定的に推移するとの仮定を含んでおります。

当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実績が販売計画の見積りから乖離し、当該販売計画に基づく見込販売収益の見積りに影響を及ぼすこととなった場合等においては、翌連結会計年度の連結計算書類において、市場販売目的のソフトウェアの金額に影響を与える可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 22,896千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式(株)	31,054	6,917,946	-	6,949,000

#### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

2021年9月30日付での新株の発行による増加	259株
2021年10月29日付での株式分割による増加	6,231,287株
2022年5月30日付での新株の発行による増加	540,000株
2022年6月24日付での新株の発行による増加	81,000株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加	65,400株

- (2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 464,800株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要な資金は自己資金及び借入金等で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、そのうち変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### i 信用リスク(取引先の債務不履行や倒産等に係るリスク)の管理

売掛金については、顧客ごとに、事業部が期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

##### ii 市場リスクの管理

借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、資金ニーズを把握し、また適時に資金繰計画を作成・更新し、資金管理を行うことにより資金を効率的に使用するとともに、適正な手許流動性を維持することにより、市場リスクを管理しております。

##### iii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務及び借入金は、財務経理部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

##### iv 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

##### v 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち11.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金※ 2)	209,478	208,036	△1,441
負債計	209,478	208,036	△1,441

※ 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	274,945	-	-	-
合計	274,945	-	-	-

(注 3) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	79,000	-	-	-	-	-
長期借入金	60,264	54,014	42,732	24,896	11,751	15,819
合計	139,264	54,014	42,732	24,896	11,751	15,819

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年8月31日)

該当事項はありません

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※2)	-	208,036	-	208,036
負債計	-	208,036	-	208,036

※1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	AIソリューション事業	研修事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	188,312	32,506	220,819	-	220,819
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,193,851	-	2,193,851	9,833	2,203,685
顧客との契約から生じる収益	2,382,164	32,506	2,414,670	9,833	2,424,504
外部顧客への売上高	2,382,164	32,506	2,414,670	9,833	2,424,504

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、所司一門将棋センター事業であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (2) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	266,327
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	274,945
契約資産(期首残高)	51,470
契約資産(期末残高)	71,517
契約負債(期首残高)	18,098
契約負債(期末残高)	14,121

契約資産は主に、ソフトウェア請負開発契約について期末日時点で進捗があるものの未請求の開発に係る対価に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該ソフトウェア請負開発契約に関する対価は、契約条件に従い、顧客の検収をもって請求し受領しております。

契約負債は主に、AIZE部門の月額利用料の前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
1年以内	34,926
1年超2年以内	1,100
2年超3年以内	700
3年超4年以内	674
4年超	275
合計	37,676

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	166円53銭
1株当たり当期純利益	17円47銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16円72銭

(注)当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,408,122</b>	<b>流動負債</b>	<b>473,198</b>
現金及び預金	1,004,288	買掛金	147,249
売掛金	274,440	短期借入金	79,000
契約資産	71,517	1年内返済予定の長期借入金	58,547
商品及び製品	11,383	未払金	100,580
原材料及び貯蔵品	224	未払費用	35,635
前払費用	39,316	未払法人税等	13,852
その他	10,683	契約負債	14,121
貸倒引当金	△3,731	預り金	3,218
<b>固定資産</b>	<b>328,284</b>	賞与引当金	5,900
<b>有形固定資産</b>	<b>12,797</b>	受注損失引当金	11
建物	3,271	その他	15,081
工具、器具及び備品	9,526	<b>固定負債</b>	<b>113,372</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>238,925</b>	長期借入金	110,507
のれん	1,136	関係会社事業損失引当金	2,865
商標権	2,086	<b>負債合計</b>	<b>586,570</b>
ソフトウェア	40,038	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア仮勘定	195,664	<b>株主資本</b>	<b>1,149,835</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>76,560</b>	資本金	719,935
関係会社株式	30,000	資本剰余金	669,935
出資金	330	資本準備金	669,935
関係会社長期貸付金	2,700	<b>利益剰余金</b>	<b>△240,034</b>
長期前払費用	180	その他利益剰余金	△240,034
繰延税金資産	17,726	繰越利益剰余金	△240,034
その他	28,323		
貸倒引当金	△2,700	<b>純資産合計</b>	<b>1,149,835</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,736,406</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,736,406</b>

## 損 益 計 算 書

(自 2021年 9 月 1 日)  
(至 2022年 8 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,382,182
売 上 原 価		1,711,743
売 上 総 利 益		670,438
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		548,569
営 業 利 益		121,868
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17	
助 成 金 収 入	3,420	
経 営 指 導 料	1,200	
そ の 他	508	5,146
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,416	
株 式 交 付 費	7,623	
支 払 手 数 料	7,973	
上 場 関 連 費 用	6,500	
そ の 他	346	23,859
経 常 利 益		103,156
特 別 損 失		
社 葬 費 用	7,494	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	6,999	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,865	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,700	20,060
税 引 前 当 期 純 利 益		83,095
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,612	
法 人 税 等 調 整 額	△17,726	△12,113
当 期 純 利 益		95,209

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年9月1日  
至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純 資 産 計 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	415,400	365,400	365,400	△328,622	△328,622	452,177	452,177
会計方針の変更による 累積的影響額				△6,621	△6,621	△6,621	△6,621
会計方針の変更を 反映した当期首残高	415,400	365,400	365,400	△335,243	△335,243	445,556	445,556
当 期 変 動 額							
新株の発行	301,238	301,238	301,238			602,476	602,476
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,297	3,297	3,297			6,594	6,594
当期純利益				95,209	95,209	95,209	95,209
当期変動額合計	304,535	304,535	304,535	95,209	95,209	704,279	704,279
当 期 末 残 高	719,935	669,935	669,935	△240,034	△240,034	1,149,835	1,149,835

## 個別注記表

(自 2021年 9月 1日)  
至 2022年 8月 31日)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア 商品及び製品 個別法による原価法

イ 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。ただし、一括償却資産については、3年間の均等償却を実施しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ア ソフトウェア（市場販売目的）

販売見込期間（3年）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

イ ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法としております。

ウ その他

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。
受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。
関係会社事業損失引当金	関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は機器の販売、サービス提供、技術者の派遣、システム開発案件の請負などを提供しております。このうち、機器の販売に関しては、顧客の検収時点で収益を認識しております。サービス提供、技術者の派遣については期間に応じて収益を認識しております。また、システム開発案件の請負については、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき進捗度を合理的に測定し、進捗度に応じて収益を認識しております。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ①繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### ②のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

### (1) 一定の期間にわたり充足される履行義務

AIZEの初期設定費用に係る収益及び原価について、従来は、検収基準で収益及び原価を認識しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転すると判断した結果、当該履行義務については、履行義務の充足に係る期間に基づき収益及び原価を認識する方法に変更しております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従って全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は1,026千円減少し、売上原価は1,257千円減少しております。営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ231千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は6,621千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

なお「(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する判断」について、貸借対照表に計上されている繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)は17,742千円であります。

また「(2) ソフトウェアの資産計上額の妥当性」について、貸借対照表に計上されているソフトウェア40,038千円のうち、市場販売目的のソフトウェアは35,007千円であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,906千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	36千円
長期金銭債権	2,700千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 18千円

その他の営業取引高 469千円

営業取引以外の取引による取引高 1,278千円

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

減価償却超過額	29,053千円
未払事業税	3,129千円
関係会社株式評価損	2,143千円
貸倒引当金	1,969千円
賞与引当金	1,806千円
資産除去債務	1,309千円
繰越欠損金	52,249千円
その他	4,620千円
繰延税金資産小計	96,282千円
評価性引当額	△78,539千円
繰延税金資産合計	17,742千円

### 繰延税金負債

その他	15千円
繰延税金負債合計	15千円
繰延税金資産純額	17,726千円

## 7. 収益認識に関する注記

### (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

### (2)収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	165円47銭
1株当たり当期純利益	14円81銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	14円17銭

(注) 当社は、2021年10月29日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」を算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社トリプルアイズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	齋藤 昇
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	柴田 叙男
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリプルアイズの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリプルアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社トリプルアイズ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 昇

業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 柴田 叙男  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリプルアイズの2021年9月1日から2022年8月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

2021年9月1日から2022年8月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、当監査役会は、それぞれの監査結果に基づき審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況の結果及び所見について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

2022年10月26日

株式会社トリプルアイズ 監査役会  
常勤監査役 篠原 博 ㊟  
社外監査役 土屋 憲 ㊟  
社外監査役 鈴木 規 央 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は第14期事業年度末において、繰越利益剰余金の欠損が生じております。今後の資本政策並びに財務戦略上の機動性及び柔軟性を確保するために、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、振替後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替える手続きを実施したいと存じます。

#### 1. 資本準備金の額の減少に関する事項

##### (1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 669,935,300円のうち 240,034,665円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 240,034,665円

##### (3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年11月29日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 240,034,665円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 240,034,665円

##### (3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2022年11月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過規定等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）



### 第3号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役4名全員の任期が満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> や ま だ ゆういちろう 山 田 雄 一 郎 (1982年6月11日)	2005年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2018年6月 一般社団法人日本ラクロス協会（現 公益社団法人日本ラクロス協会） 監事就任 2020年8月 当社 入社 2020年9月 当社 執行役員CFO就任 2020年11月 当社 取締役CFO 経営戦略本部（現 管理本部） 副管掌就任 2021年3月 当社 代表取締役就任（現任） 2021年11月 首都圏ソフトウェア協同組合理事就任（現任） 2022年6月 一般社団法人日本ラクロス協会（現 公益社団法人日本ラクロス協会） 理事就任（現任）	90,000株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> きり は ら えいしゆく 桐 原 永 叔 (1970年10月27日)	1994年4月 個人事業主として出版関係に従事 2004年4月 有限会社洋洋編集 入社 2006年9月 株式会社幻冬舎メディアコンサルティング 入社 2009年9月 真人堂株式会社設立 取締役就任 2010年5月 真人堂株式会社 代表取締役就任 株式会社ソフィアホールディングス 取締役就任 2019年6月 当社による真人堂株式会社の吸収合併により、当社入社 2019年12月 当社 取締役 経営管理本部（現 管理本部） 担当就任 2020年9月 当社 取締役 AIZE事業戦略本部（現 技術本部） 担当就任（現任） 2020年12月 当社 取締役 SI事業戦略本部（現 技術本部） 担当就任（現任） 2021年9月 当社 取締役 営業戦略本部（現 営業本部） 担当就任（現任）	32,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
3	再任 かとう けい 加 藤 慶 (1981年2月8日)	2003年4月 株式会社ベンチャー・リンク（現株式会 社C&I Holdings）入社 2007年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監 査法人）入所 2018年1月 株式会社パネイル 入社 2018年4月 株式会社MAYAホールディングス 取締 役CFO管理本部長就任 2019年3月 株式会社すららネット取締役（監査等委 員）就任（現任） 2020年1月 株式会社ライナフ監査役就任（現任） 2020年9月 株式会社XTIA 取締役管理本部長就任 2021年7月 当社 執行役員CFO就任 2021年9月 当社 取締役CFO 経営戦略本部（現 管 理本部）担当就任（現任）	52,000株
4	再任 いづか けん 飯 塚 健 (1980年11月3日)	2005年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監 査法人）入所 2015年6月 Kudan株式会社 取締役CFO就任 2019年12月 当社 取締役就任（現任） 2020年10月 Kudan Vision株式会社 代表取締役就任 （現任） 2021年2月 BPM株式会社 監査役就任 2021年7月 Kudan株式会社 取締役（現任） 2022年4月 株式会社カーボンフライ 取締役就任 （現任）	6,000株

- (注) 1. 各取締役と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 飯塚健氏は社外取締役候補者であります。
3. 飯塚健氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年11ヶ月となり  
ます。
4. 当社は、取締役候補者飯塚健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出て  
おります。
5. 社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要  
飯塚健氏は、企業経営に関する豊富な経験及び高い見識を有しており、又、取締役会にお  
いては、公正かつ客観的な視点での助言、支援及び業務執行に関する適切な監督等を行っ  
ていただいております。これらのことから、同氏に継続して当社の経営を監督していただ  
くことが最適と判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏については、企業経営に  
対する監督と助言及びチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行でき  
るものと判断いたします。
6. 当社は、社外取締役候補者であります飯塚健氏との間で会社法第425条第1項に規定する  
最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合に  
は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責  
任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関す  
る責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することと  
しております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者  
となり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保  
険料は全額当社で負担しております。

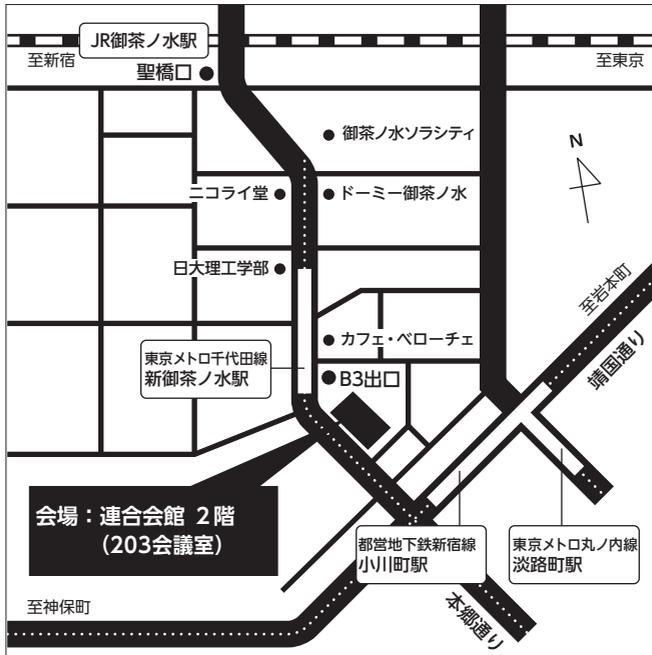
以 上





# 株主総会会場ご案内図

出席の株主の皆さまには当社創業者である福原智の著書『テクノロジー・ファースト』の配布を予定しております。



会場 連合会館 2階 (203会議室)  
〒101-0062  
東京都千代田区神田駿河台3丁目2番11号  
TEL 03-3253-1771 (代表)

最寄駅 ●地下鉄  
東京メトロ千代田線  
「新御茶ノ水駅」 B 3 出口 (徒歩0分)  
東京メトロ丸ノ内線  
「淡路町駅」 B 3 出口 ※ (B 3 出口まで徒歩5分)  
都営地下鉄新宿線  
「小川町駅」 B 3 出口 ※ (B 3 出口まで徒歩3分)  
※ B 3 a ・ B 3 b 出口は、違う方向へ出ますのでご注意ください。

●JR  
JR中央線・総武線  
「御茶ノ水駅」 聖橋口 (徒歩5分)

お願い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

当社IRサイトにて株主総会后、Web株主通信をリリース予定です。当社の魅力をより一層ご理解いただける内容となっております。ぜひご覧ください。  
<https://www.3-ize.jp/ir/>



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。